

## ○ 条例の対象を「県産材」又は「三重の木材（県産材＋県内で加工された木材）」とする場合の「たたき台」の変更点等

	県産材	三重の木材（県産材＋県内で加工された木材）
条例の名称	三重県県産材の利用の促進に関する条例（仮称）	三重の木材の利用の促進に関する条例（仮称）
全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体として「県産材等木材」を「県産材」に変更する。</li> <li>「三重の森林づくり条例」と完全に対象が同一となるので、県の条例体系として重複を回避するため、「三重の森林づくり条例」から「県産材の利用の促進（県産材の供給の促進を含む。以下同じ。）」に関する部分を切り出し、今回の条例とのリンクを設けるような条例改正を、今回の条例の附則で行うこととなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体として「県産材等木材」を「三重の木材」に変更する。</li> </ul>
前文	<ul style="list-style-type: none"> <li>木材価格の低迷など、木材を巡る状況を記述した部分は、「県産材」だけの状況とはいえないため、「県産材等木材」を「県産材をはじめとする木材」と変更する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>木材価格の低迷など、木材を巡る状況を記述した部分は、「三重の木材」だけの状況とはいえないため、「県産材等木材」を「三重の木材をはじめとする木材」と変更する。</li> </ul>
第2 定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2)の「県産材等木材」の定義を削除する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2)として、「県産材等木材」の定義に代えて、「三重の木材」の定義を置く。定義内容としては、「県産材又は県内で加工された木材」を想定。</li> </ul>
第3 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)から「県産材の利用を優先的に促進する」という部分を削除する。</li> <li>ウッドマイレージの考え方を示した(2)を削除する。ただし、「環境への負荷の低減に寄与するよう行われること」という部分だけは残すという考え方もあり得る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「三重の木材」には、外国産材を含む県外産木材が含まれるため、(1)の「県産材の利用を優先的に促進する」という部分と、ウッドマイレージの考え方を示した(2)は存置する。</li> <li>ただし、「県産材」と「三重の木材」は重なり合う部分が大きいため、県産材の利用の優先的促進やウッドマイレージの考え方が、対象を「県産材等木材」とする場合と比べてぼやけてしまうおそれはある。</li> </ul>

	県産材	三重の木材（県産材＋県内で加工された木材）
<p><b>第4 県の責務</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・③の「県産材等木材利用方針」については、対象を「県産材」とする場合は今回の条例に基づく方針とはなくなるため（後述）、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に規定する方針」に置き換える。</li> <li>・「三重の森林づくり条例」の「県産材の利用の促進」に関する部分を今回の条例に規定し直すため、⑤の施策の例示として、「県産材安定供給体制の強化」及び「県産材の認証制度の推進」を加える。</li> <li>・なお、「三重の森林づくり条例」第16条第2項の内容は、現在の「たたき台」の「第4 県の責務」③及び④の内容で置き換えられていると考えられる。</li> <li>・「三重の森林づくり条例」では、「県産材の利用の促進」に関する内容は、具体的施策に関する条文として規定されているので、その内容が切り出されることになる今回の条例でも、現在の「たたき台」の③～⑥の部分は、「第4 県の責務」から切り出し、具体的施策に関する条文として規定し直すことが適当と考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・③の「県産材等木材利用方針」については、対象を「三重の木材」とする場合は今回の条例に基づく方針とはなくなるため（後述）、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に規定する方針」に置き換える。</li> </ul>
<p><b>第13 県産材等木材利用方針</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象を「県産材」とする場合、対象が「木材」全体である「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく方針を今回の条例に基づく方針として位置付けることは困難なので、今回の条例に基づく計画・方針としては、「三重の森林づくり条例」に基づく「森林づくり基本計画」を位置付けることとなると考えられる。</li> <li>・その場合、計画の内容や策定手続等については、「三重の森林づくり条例」の規定に従うこととなり、今回の条例制定を機とした新規性には乏しくなるおそれがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象を「三重の木材」とする場合、対象が「木材」全体である「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく方針を今回の条例に基づく方針として位置付けることは困難である。</li> <li>・その場合、対象が「県産材」である「三重の森林づくり条例」に基づく「森林づくり基本計画」を今回の条例に位置付けることもできず、今回の条例で計画・方針を位置付けるのであれば、既存の計画・方針とは別に新たに計画・方針を位置付けなければなくなる可能性がある。</li> </ul>